

大村市(長崎県)議会行政視察事前質問（回答）平成 30 年 11 月 13 日

No.	質問事項	質問内容
1	<p>一般質問答弁事項進捗状況調査</p> <p>回 答</p>	<p>・どのように策定・管理・運用されているのか。</p> <p>・議会事務局が管理しているのか。 ・どのタイミングまで追いかけているのか。</p> <p>・この調査を行うことで、町民からの反応はあるのか。また、理事者と議会との関係に変化はあるのか。</p> <p>実施要綱を定めて平成 26 年度定例会 3 月会議から実施しております。（別添「福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査実施要綱」参照）本会議、予算・決算特別委員会において、町長等が「検討します」「努力します」等(指定事項)、不明確な発言をした場合に、議会運営委員会（本会議終了後に、必ず反省事項の検証を行います。）が整理し、質問した議員に調査の意志を確認のうえ、「答弁指定事項進捗状況調査調書」を議長へ提出し、議長は町長等へ送付します。町長等は定例に再開する本会議（3・6・9・12月）に進捗状況を報告し、最長 2 年間継続することとなります。一度、調書を送り込んだ後は、定例に再開する本会議に町長等から報告事項が提出される仕組みとなっており、報告の状況についても議会運営委員会の中で継続について検証されますが、2 年を待たずに終了するケースもあります。</p> <p>特に町民からの反応はありませんが、町長等は、町広報等で住民にも説明責任を果たすこととなっており、議会報告後、町広報に掲載しています。議員も町長等もこの制度を意識して議論していることから、制度施行以降は、結論を先延ばしするような答弁は少なくなっています。</p>
2	<p>ダイナミックな一連の議会改革について</p> <p>回 答</p>	<p>・この議会改革の発端となったものは何か。</p> <p>・持続的に議会改革が可能な要因は何か。</p> <p>・見直し、廃止になった取り組みはあるのか。（その理由も含めてお尋ねしたい。）</p> <p>・これからの新たな取り組みで検討しているものはあるか。</p> <p>福島町議会の議会改革については、平成 11 年度に溝部議長が就任し、議員活動の中で疑問に思っていた議会や議員の在り方に関する様々な課題を検討し始めたことがきっかけです。その後は「気がついたことから、できることから」を合言葉にひとつひとつ改革を積み重ねてきましたが、平成 21 年度に策定した議会基本条例（同時に町では「まちづくり基本条例」策定）が、持続的な改革推進の礎になりました。具体的には、議会基本条例に定める「諮問会議」において、「議員定数・歳費」「議会費の標準額(率)」などを検討し福島町としての方式を確立するとともに、議会基本条例の行動計画を任期ごとに作成し、毎年 検証していくシステムを確立しています。</p> <p>廃止になった取組はありませんが、傍聴規則、議決事項の拡大、町民懇談会、政務活動費、委員外議員、議員定数、常任委員会、議員歳費、審議の流れ、質問・質疑の時間回数制限、議会・議員評価等の見直しや行動計画等に基づく微修正は逐次行っています。今後については、議会基本条例をしっかり管理し、条例の趣旨に沿って不断の努力をすることに尽きると考えています。当町議会議員の改選が、来年 8 月となっており、現在、基本条例、関連する条例規則等の全体的見直し作業に着手しているところです。大きな改正にはなりません、新たな取組を組み込み、規定間の調整を図ることで、議会関連規定の全体像が理解しやすくなることと、約 10 年が経過する中での検証になると考えています。</p>

		<p>現在、次年度改選に向けて、「公営選挙(公費負担)」、「議選監査委員」について検討中です。</p> <p>※別添「北海道福島町議会の議会改革の事績」参照</p>
	<p>議会評価・議員評価について</p>	<p>① 評価活動の発端、経緯。</p> <p>② 内容の詳細について。</p> <p>③ 議会内でのコンセンサスはどのように進められたか。</p> <p>④ 評価活動によって、議会・理事者・町民にどのような変化が起こったか。</p>
3	<p>回 答</p>	<p>① 当時、議会側(一般質問・所管調査等)が積極的に実行を求め、執行者側が「事業評価・政策評価・職員の個人評価(勤勉手当への反映)」について試行を開始していた。提言した議会側もまた自らの活動について評価をするべきとの視点で先進事例・研究資料等の検討を開始した。目標を設定し、1年間の活動を振り返り、自ら評価をし次年度の目標を設定する、この繰り返しが、議会・議員活動の活性化に重要な役割を果たし、執行者側は勿論、住民周知にも大きな役割を果たしていると思っております。町内の金融機関・郵便局・学校・民間企業等でも自己評価・事業評価が実施されている状況もありました。</p> <p>≪平成17年に評価制度の導入を行ったときの要綱(要約)≫</p> <p>【実施の背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・21世紀を迎え、行政は徹底的な見直しを迫られ大きな変革期。地方分権により、これからの地方行政は、自己決定と自己責任が求められる。 ・財政運営は、交付税の削減などこれまでにない窮迫、限られた予算の中で費用対効果の徹底が必要。 ・地方自治体における議会と執行機関との関係は、執行機関が予算案など政策立案を行い、法律や条例に基づいて議会が決定。執行機関は決定された政策を執行し、議会はその結果を監視・評価する。これを受けて、執行機関は新たな政策の立案を検討していくことになる。また、議会議員は住民から選ばれた一方の代表として、執行機関に対し住民の意見を反映した政策、対案を示していくことが求められている。さらに、これからの行政は地方分権の流れに沿って、執行機関と議会が対等の立場で議論し、地域の課題を自ら解決していくため、地域独自政策の重視、住民参加機会の増大、最少の費用で最大の効果を上げる政策の推進が必要。そのため、議会は政策の決定、監視・評価にとどまらず、住民の多様な意見を反映させた独自の政策立案を行い、条例案として提出するなど政策立案機能を高めていくことがこれまで以上に重要。 ・福島町議会では、様々な議会改革に取り組んできた。まず、各種委員会等の公開やホームページ等の情報公開、本会議等の庁舎内放映など、情報の提供を積極的に行い、「情報の共有」をめざし町民に開かれた議会の運営に努めてきた。また、執行部付属機関の法的措置以外の議員就任の廃止をし、執行機関と緊張感のある関係をめざし、真の議決機関としての努力を続けてきた。さらに、これまで傍聴者を取り締まる内容の傍聴規則を、傍聴者を歓迎する趣旨に立った規則改正や委員会の傍聴も「許可制」から「公開」をするものに改正。加えて、傍聴者に対する会議資料の配付を行い、住民参加の関心を高めるとともに各種懇談会を開催し、町民の意向を把握して、議会活動に反映する取り組みをしてきた。

今後は行政・議会・住民それぞれの役割分担が非常に重要となる。そのため、「開かれた議会」をめざすことに終焉はない。このたびの「議会・議員の評価」も町民と議会との新しい関係づくりを求め、困難なことに果敢に挑戦し、町民の皆様の満足度を少しでも高めて、よりよい福島町を築くことをめざす。

【導入の目的】

・行政執行者側では、効率的な行財政運営を行うため、事業評価・政策評価などの手法の導入が急速に進んでいる。その一方で、議会・議員の活動の評価は4年に一度の選挙だけという実態。町民の代表である議員の活動が有権者(町民)から「見えない」現状を払拭し、等しく住民の代表として議員活動を行う必要が今後益々求められる。このことから、客観的には困難な評価としながらもあえて議会・議員の評価手法を導入し、真の町民代表として資質向上を図り、その責務を果すための一助とする。

②評価の内容については、議会白書 116～121 ページを参照ください。

・**議会評価は**、議会活動を「活性度」、「公開度」、「報告度」、「住民参加度」、「民主度」、「監視度」、「専門度」、「事務局の充実度」、「適正な議会権能」、「研修活動の充実強化」の主要評価 10 項目（細目 36 項目）に区分して、全国・北海道町村議長会が実施している町村議会実態調査の結果や先進事例と比較して 3 段階で評価して公表しています。

・議員評価における目標の設定は、基本的に、「行政」「財政」「教育」「福祉」「その他」の 5 分野ごとに政策課題を掲げ、その「取組み」と「結果」について自己評価をし、公表（議会だより・HP・議会白書）しています。5 分野における目標の設定は、あくまでも議員個々の考えに委ねられますが、自己評価を行い前年度できなかったことを再度ハードルを上げて目標にする議員もおります。議員には執行権がありませんから、設定項目によっては、「結果の評価」が、「首長の行政評価」ともなります。

③当議会の議会内でのコンセンサスの手法は、議会運営委員会・全員協議会を活用した形をとっています。

④議会評価は、住民に議会活動の内容を充分周知する効果を得たことはもとより、議会改革を推し進めるための指針となっています。**議員**評価は、住民にとって分かりづらかった議員活動の可視化に大いに寄与するとともに、議員本人にとっても議会活動の目標が明確化されることでモチベーションアップにも繋がっていると認識しています。逆に言えば、これがなければ議員活動・議会活動のモチベーションが低下し間違いなく後退していくと慮されます。**執行者側にも議会議員の状況が充分伝わっていると思っております。**

*議会活動の全て(個人情報を除く)を公開し、評価の判断を住民に委ねることが大事で、多種多様な評価があってよいと思います。住民の意見を聴くことは重要な視点だが、大衆に迎合しない判断をする視点も議会・議員には重要だ。

*気づきにくい、細かな住民の意見を聴き議員活動に反映する。議会・議員が思っている以上、議会・議員の活動については理解されていないし、その姿勢が不足している。(役割を理解していないし関心がない)住民自らの変化は難しく、住民を育てる意識を待たなければならない。

*法では、議会は従的であって、主体的であってはならないとする考え方になっている。専従でなく、報酬も安く、提言も期待せず、多少のチェック機能があれば良いとする考え方を強調する専門家もいる。

*住民懇談会、地域を熟知した住民と位置づけ、経験・専門知識をできるだけ聴くことを意識

*改革については、試行期間を設定するよう心掛けている。そもそも、通告は法で規定されているものではない。一般質問の主旨は、やりこめる、答弁に窮させることではない、テーマに沿った執行者の考えを聞きただすことであり、意見を交換することによって、一定の方向に導いていくことが大切だ。